

観光デジタルファースト推進事業 委託業務 仕様書

1 委託内容

外国人目線で捉えた三重県の観光資源の情報や魅力について、Web サイトや SNS を通じた発信を行うとともに、Instagram 上で投稿キャンペーンを実施します。実施にあたっては、日頃よりユーザーの反応等を収集・分析し、情報発信や投稿キャンペーンの質の向上を図ることとします。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

3 事業の目的

訪日外国人旅行者の個人旅行（FIT）化に伴い、多様化する訪日旅行に対するニーズを的確に捉え、ターゲットの属性（国籍、年齢、訪日目的等）を踏まえたプロモーションを行う必要があります。加えて、FIT 化に伴い、旅行者自身がインターネットで情報を収集して旅行計画を立てる傾向が顕著となっており、デジタルコンテンツの充実が誘客促進において重要となっています。

これまで三重県では、インバウンド誘客の促進に向けて「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）（※）としての観光ブランディングの強化とこれに基づく情報発信を SNS や動画など Web 上を中心に行ってきました。

本事業では、英語のネイティブライターによる記事制作、各種 SNS の運営や投稿キャンペーンの実施に加え、それらの質の向上を図るための分析や効果測定を行うことで、FIT 層に対して三重県の観光資源の魅力を発信し、三重県の認知度向上と客が客を呼ぶ好循環の創出を図ります。

※三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

4 業務内容

（1）外国人目線による情報発信業務

ア 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

[概要]

- ・三重県観光連盟（英語版）公式サイト（以下、「英語サイト」という。）のコンテンツ制作を行うこと。

※三重県観光連盟（英語版）公式サイト (<https://www.kankomie.or.jp/en/>)

- ・三重県内の観光資源の中から、外国人旅行者目線でニーズが高いと思われる時期毎の旬のコンテンツを選定して記事を作成し「Blog」ページに掲載する。

※「Blog」ページ (<https://www.kankomie.or.jp/en/report/index.html>)

- ・記事は、1本あたり概ね英単語700単語以上のものを月4本以上作成・掲載すること。また、記事1本あたりの写真や動画は9点以上とすること。
- ・掲載した記事で取り上げたスポットやイベントの基礎情報に関する記事を作成し、「Tourist spot and Event」ページに掲載する。(ただし既存の記事がある場合は、必ずしも作成する必要はない。)

※「Tourist spot and Event」ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/spot/index.html>)

[条件]

- ・記事制作にあたっては、現場取材を行い、最新の情報を基に記事を制作すること。
- ・記事制作は、ブロガーや記者等、記事執筆にノウハウのある英語のネイティブライターを指定し起用すること。また、写真や動画の撮影は、外国人旅行者に訴求力のある魅力的な素材を撮影できるノウハウのあるカメラマン等が行うこと。
なお、ライターが写真や動画の撮影業務を兼ねることは妨げない。
- ・委託者からライターの変更要請があった場合は、両者協議のうえできる限り真摯に対応すること。
- ・写真や動画等の素材は、イ、ウ及び今後三重県が各種プロモーションにおいて二次使用できるよう、写真に関しては、容量2MB以上(JPG形式)のもの、動画に関しては、フルHD(全天球カメラを用いた場合は4K)のものをを用いること。
- ・作成した記事の英語サイトへの掲載(CMSへの入力)については、受託者において行うこと。(受託者にCMS編集権限を付与する。)
- ・交通費や食費等の取材にかかる経費については、全て受託者にて負担すること。また、取材のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者において手続きを行うこと。
- ・効果的な事業実施につなげるため、必要に応じて、本業務に対するPV(ページビュー)数等、反応に関するデータを提供すること。
- ・業務実施にあたり、取材先の選定や掲載内容・時期など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

イ SNSによる情報発信業務

[概要]

- ・ 三重県が開設している 8 種 7 言語の Facebook・微博および 3 言語の Instagram のうち、以下のアカウントの運営を行うこと。

※Facebook アカウント

英語 (Travel Mie Japan)、韓国語 (일본여행 미에로 (三重路))、
フランス語 (Voyage Mie Japon)、ドイツ語 (Reise mie japan)、
スペイン語 (Viajes Mie Japón)

微博アカウント

中国語-簡体字 (乐游日本)

Instagram アカウント

英語 (visitmie)、中国語-繁体字 (visitmie_tw)、タイ語 (visitmie_th)

- ・ 各アカウントで、最低週 1 回以上定期的に情報発信（以下、「定期投稿」という。）を行うこと。投稿に係る作業（コンテンツ選定、原稿作成、写真等素材の取得、翻訳及び掲載作業など）は、受託者の負担にて行うものとする。
- ・ 上記投稿とは別に、委託者からの要請に基づき、Facebook 及び Instagram の各アカウントで月 2 回程度、情報発信（以下、「不定期投稿」という。）を行うこと。本投稿に係る作業のうち、翻訳及び掲載作業は受託者が、コンテンツ選定や原稿作成及び写真素材の準備等は委託者にて負担するものとする。
- ・ 年度末に次年度 4 月分の投稿を準備し、配信できる状態とすること。
- ・ Instagram のストーリー機能を活用し、県内で撮影された「#visitmie」の付いた投稿の画像や動画を最低週 1 回以上シェアすること。
- ・ Facebook 及び Instagram の「フォロワー」及び「エンゲージメント（シェア、リーチ、いいね）」を増加させるため、有効な広告手法の提案及び広告の掲出を行うこと。

[条件]

- ・ 定期投稿の発信にあたっては、アで作成された記事を基に、必ずアのライター及びカメラマンが参画して投稿を制作すること。ただし、Instagram の情報発信にあたっては、その限りではなく、独自取材のうえ別コンテンツによる投稿も可とする。

なお、発信にあたり、各 SNS の特性に合わせて画像や文章の体裁を工夫するとともに、各言語のネイティブスピーカーが自然に意味を解せる内容に翻訳のうえ投稿すること。

- ・ 定期投稿には、基となったアで作成された記事に紐づく URL を掲載し、SNS の情報から興味を持ったユーザーが詳細な情報を取得できる動線確保

すること。加えて、Google Map などのアクセス情報の他、ハッシュタグとして「#visitmie」や、その他情報の拡散に効果的と思われるハッシュタグを付して発信すること。

- ・定期投稿に用いるビジュアルは、原則としてアで取得した画像や動画を活用すること。活用にあたっては、各 SNS の特性や外国人目線を意識し、画像や動画の選定や加工を行ったうえで投稿に用いること。
なお、アで取得した画像や動画以外のビジュアルを用いることも可能とする。
- ・投稿に対するコメントや質問があった場合には最長 3 日以内に返答すること。また、コメントに対するネガティブチェックを毎週実施し、攻撃的内容が急増した場合、特定国からの書き込みを停止するなど適切な緊急対応措置を実施すること。
- ・効果的な事業実施につなげるため、必要に応じて、本業務による投稿や広告等に対する反応に関するデータを提供すること。
- ・業務実施にあたり、掲載内容・時期、広告の掲出方法など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

(2) #visitmie 投稿キャンペーン運営業務

[概要]

- ・三重県内で撮影した写真や動画を国内外からの旅行者自身が、ハッシュタグ「#visitmie」をつけて Instagram に投稿する参加型キャンペーンを実施すること。
- ・投稿キャンペーン公式サイト（日本語・英語版）を改修し、本キャンペーン用のサイトとして活用すること。
※#visitmie 投稿キャンペーン公式サイト
日本語版 (<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/>)
英語版 (<https://www.kankomie.or.jp/en/visitmie/>)
- ・キャンペーン期間は通年とし、応募受付は 3 か月ごとに締め切ること。また、3 か月ごとに優秀作品を選定のうえ、協賛品等の賞品を贈呈すること。
※令和 2 年度春季投稿キャンペーンは令和 3 年 3 月 1 日（月）から令和 3 年 5 月 31 日（月）の期間で実施中。令和 3 年度夏季投稿キャンペーンは 6 月 1 日（火）から開始すること。
投稿キャンペーンに係る本委託業務は、令和 2 年度春季投稿キャンペーンの受賞作品の選定、賞品発送から令和 3 年度春季キャンペーンの立ち上げまでとする。
- ・キャンペーンへの参加者を増加させるため、有効な広告手法の提案及び広

告の掲出を行うこと。

[条件]

- ・キャンペーンの実施にあたり、キャッチコピーを定め、キャンペーンポスター案を制作すること。
- ・日本及び海外の企業・団体等の協賛（協賛金、キャンペーン賞品等）の獲得について、可能な限り調整を行うこと。なお、協賛に相応する該当企業・団体等の露出を本事業内で行うことについては、これを妨げないこととすること。
- ・協賛品等賞品の発送にあたっては、協賛者や受賞者と連絡をとり、速やかに発送を行うこと。
- ・Instagram 上で影響力を持つインフルエンサー等を三重県公式観光 PR サポーター（#visitmiePR サポーター）に任用し、過年度に任命した歴代のサポーター（※）も含め、活動の企画及びその支援を行うこと。また、サポーターが投稿した内容や活動についてキャンペーン公式サイトで紹介すること。

※歴代のサポーター及び主な活動内容について

(<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/supporter/activity/>)

- ・効果的な事業実施につなげるため、季節毎にキャンペーンの実績（キャンペーン期間中の投稿件数・投稿内容の傾向、キャンペーン公式サイト上の PV 数、広告の効果測定など）を報告すること。また、その他、委託者の求めに応じて、本業務による情報発信や広告等に対する反応に関するデータを提供すること。
- ・#visitmiePR サポーターの他、JNTO 等の他の機関や、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー等を巻き込み、「#visitmie」による三重県の観光情報に関する投稿の拡散を図ること。
- ・業務実施にあたり、受賞者の選定、広告の掲出方法など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

5 提案内容

事業提案にあたり、提案内容には、以下の事項を必ず含めること。

(1) 外国人目線による情報発信業務

ア 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

- ・記事制作のフロー、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・外国人旅行者のニーズに合った記事を制作するための基本的な考え方、取材対象の選定方針、実施体制や実施スケジュール、より魅力的なコンテン

ツとするための工夫等について記載すること。

- ・作成できる記事本数について明記すること。
- ・ライター及びカメラマンの経歴及びこれまでの実績や強み等について記載するとともに、過去に当該ライターが執筆した記事及び当該カメラマンが撮影した写真をサンプルとしてそれぞれ2点以上提出すること。
なお、プロカメラマンの起用等、写真や動画素材の品質を高めるための工夫があれば併せて記載すること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて、感染防止対策や移動制限が出された時の対応等、記事制作にかかる工夫について可能な限り記載すること。

イ SNSによる情報発信業務

- ・SNSによる情報発信や記事制作・翻訳作業のフロー、広告掲出計画、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・SNSにおける「フォロワー」や「エンゲージメント（シェア、リーチ、いいね）」を増加させるために有効な広告媒体、および広告手法を提案すること。また、それぞれに関して目標値を設定し記載すること。

(2) #visitmie 投稿キャンペーン運営業務

- ・キャンペーンの実施方法（優秀賞選定、協賛募集・賞品発送、#visitmiePR サポーター活用等の各種フロー、広告掲出計画）、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・投稿キャンペーン公式サイト（日本語・英語版）の改修案を示すこと。
なお、既に存在する投稿キャンペーン公式サイト（タイ語・中国語（繁体字）版）の活用方針についても併せて提案すること。
- ・投稿キャンペーン実施にあたっての年間のテーマ設定を行い、提案すること。また、そのテーマ設定に沿ってFIT層に対して訴求力のあるキャッチコピー及びキャンペーンポスターの案を1種類以上作成すること。
- ・投稿キャンペーン公式サイトのPV数を増加させるために有効な広告媒体、及び広告手法を提案すること。
- ・キャンペーンへの外国人の参加を促す仕組みや質の高い投稿を確保するための工夫について提案すること。
- ・#visitmiePR サポーター等を巻き込み、「#visitmie」による三重県の観光情報に関する投稿の拡散を図る取組について提案すること。

- ・ キャンペーン期間中の投稿者数や投稿数及び投稿キャンペーン公式サイト
のPV数の目標値を設定し記載すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて、感染防止対策や移動制限が
出された時の対応等、キャンペーンの実施にかかる工夫について可能な限
り記載すること。

6 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出し、本事業に
よって取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。

(1) 報告書記載事項

ア 「外国人目線による情報発信業務」

● 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

- ・ 「Blog」、「Tourist spot and Event」に掲載された記事の内容及び取材
実績等について

● SNSによる情報発信業務

- ・ 各アカウントによる情報発信の実績及び「いいね」や「リーチ」等その
反応について

イ 「#visitmie 投稿キャンペーン運営業務」

- ・ キャンペーン及び#visitmiePR サポーターの活動報告について
- ・ 広告の実績及びその効果測定について
- ・ 各アカウントのフォロワー数の推移及びハッシュタグ「#visitmie」を
付した投稿数の推移について

ウ 事業の総括及び今後の展開に係る提案

エ その他監督職員が指示したもの

(2) 電子媒体納品物

- ・ 本事業の実施にあたり、取得した動画・静止画及び記事原稿
- ・ その他、本事業の実施にあたり、作成された資料等の記録

(3) 履行期限

令和4年3月25日（金）

(4) 提出先

三重県雇用経済部観光局海外誘客課

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

9 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、三重県が実施する他事業との連携を視野に入れ、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 留意事項

ア 本事業の成果物の一切は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとします。

イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義

務を負うものとしします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

エ 受託者がウの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとしします。

オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとしします。

以 上